

農業ひろさき



2019年7月1日 (第161号)
(令和元年7月1日)



編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

出来秋を願い 農作業現地督励

市や県、農業団体などで組織する弘前市農業生産推進協議会（会長・櫻田宏市長）は、5月23日に農作業の現地督励を行いました。

現地督励は毎年行われており、今回は千年地区の小林政貴さんのりんご園（原ヶ平）とJAつがる弘前やさい育苗センター（大和沢）を訪れました。

櫻田市長は、「生産者の皆さん、栽培技術や適切な管理により良質なりんごが生産されることを願っている。これから農作業が本格化するが、作業中の事故や健康には十分留意し良い出来秋を迎えてもらいたい」とあいさつをしました。

市長らは、小林さんの園地で現



りんご「試験ほ場」視察

在の生育や作業状況を確認し、集まった地元の若手生産者に激励の言葉をかけていました。やさい育苗センターでは、隣接したりんご試験ほ場を視察し、りんご高密植・ジョイント栽培などによる省力化や多収栽培に向けた取り組みなどの廣田指導課長の説明に耳を傾けました。また、育苗ハウスを活用し研修をした、新規野菜生産者の小山内悠貴さん（福田）、佐藤紀美代さん（賀田）の二人からミニトマト栽培の取り組みについての説明があり、今後の活躍に期待を寄せていました。



↑ 生産者への現地督励の様子



← 園主の小林さん（左）から生育状況の説明を受ける櫻田市長（右）



農作業中の事故防止呼びかけ

県内の農作業事故の多くは中南地域で発生している状況にあります。

弘前市農業生産推進協議会では5月16日、中南地域県民局・市・JA・農業共済組合など関係機関・団体から30人が参加し、農作業事故防止に向けた「農作業安全パトロール」の出発式とパトロールを実施しました。

晴天に恵まれ、りんご園地で作業している多くの農業者へ声掛けをするため、市内一円のりんご園地を4班に分かれて巡回し、広報車でのPRやチラシを渡すなど農作業事故防止を呼びかけました。



関係機関参加者による出発式の様子



農作業安全パトロール／事故防止呼びかけ

りんご公園 サマーフェスティバル

りんごの生育状況観察や昨年好評だった「水鉄砲合戦」など、子どもや家族で楽しめるイベント盛りだくさん！フードブースの出店もあります！

夏のりんご公園を思いっきり楽しもう！

また、リニューアルされたりんご公園にまだおいでになっていない方も、この機会にぜひお越しください！

◆日時 7月28日（日）午前10時～午後3時

◆場所 市りんご公園（清水富田字寺沢）

■問い合わせ先 りんご課施設運営係（市役所前川本館3階）☎ 40-7105



◇表紙のロゴマークは、「弘前市誕生130周年」記念ロゴマークです。

農地の利用状況調査実施中!

ご協力を!

農地は適正に利用しましょう

7月~8月は農地の調査実施期間として、農業委員及び担当地区の農地利用最適化推進委員が、農地の利用状況を調査しています。

農地法では、農地の所有者などに農地の適正かつ効率的な利用を確保する責務があることを規定し、また、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが義務付けられています。調査は、市内すべての農地について行います。

特に今年度は、高松地区を重点地区として位置づけ、より詳しく調査を行います。

調査のため、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先 農業委員会農地係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7104 または農業委員、農地利用最適化推進委員まで

農業労働力雇用環境整備支援事業

農業経営者などの労働力確保を目的とする住宅の修繕や、園地などへの簡易トイレ設置に係る経費を支援します。

◆対象者 経営面積が1ha以上の個人農業者、農地所有適格法人、農業協同組合のいずれかであり、雇用者や研修生の確保を目的として、住宅などを修繕または改修して3年以上利用する方、または園地などへ簡易トイレを設置する方。

◆補助金額

- (1) 住宅などの修繕または改修に係る経費の3分の1、または50万円のいずれか少ない額
- (2) 簡易トイレ購入に係る経費の2分の1、または10万円のいずれか少ない額



◆必要書類

- (1) は修繕などに係る見積書
- (2) は購入金額が分かる書類と、印章(認印可)を持って、農政課までお越しください。

■問い合わせ先 農政課計画推進係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7102

農地中間管理事業に係る手数料率の改正等について

◆手数料率の改正について

青森県農地中間管理機構では、農地所有者から農地を借り入れ、規模拡大を目指す手に貸し付けることにより、農地の集積・集約化による効率的な営農を支援しています。

今年度より、規模拡大を目指す手の農地中間管理事業のより一層の利用拡大を図るために、受け手の手数料率を賃料の1.0%から0.5%に改正しました。なお、今年度から手数料部分に対して消費税等を別途いただくこととなりました。(賃料部分には消費税がかかりません)

◆協力金について

農地中間管理事業では、条件を満たした場合に受け手や

■問い合わせ先 公益社団法人あおもり農林業支援センター (青森県農地中間管理機構) ☎ 017-773-3131

◆調査のポイント

- ①許可を得ずに農地以外に転用されている農地はないか
- ②耕作が放棄されている農地はないか
- ③周辺の営農に支障を与えていた農地はないか
- ④以前に指導を行った耕作放棄地の状況

調査の結果、農地の不適正な利用や遊休農地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う意向調査などの対象となります。

農地は食料の生産基盤である大切な資産であり、限られた資源です。一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかります。農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

なお、労働力不足で耕作ができないなどの理由で、農地を貸したい・売りたい方は、お早目にご相談ください。

農作業支援雇用対策事業

市内在住のりんご農家が人手不足解消のため、新規に作業員を雇用した場合に、その研修期間に要する賃金に対して補助事業を実施します。所定の書類が必要ですので、活用をお考えの方はご連絡ください。



◆条件

- ・新規作業員は満70歳以下であること。
- ・無料職業紹介所(ハローワークなど)を通して雇用すること。
- ・青森県最低賃金額を下回らないこと。(4月1日現在、1時間あたり762円。10月頃改正予定)

※これまでにこの事業を活用して雇用した作業員は対象になりません。

◆補助対象経費 摘果・袋掛け・袋はぎ・葉取り玉回し・収穫の5作業について、各最大5日間までの研修期間中の賃金。交通費を除く。

◆補助金額 2分の1以内(上限は3,000円/日)

◆雇用終了後に用意するもの 領収書、紹介状、通帳、印鑑
※作業員の生年月日と住所を確認してください。
※作業員の住所が市外の場合は免許証などの写しが必要です。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7105

受け手に支払われる協力金の制度があります。令和元年度から3年度までは、出し手への協力金が10万円あたり1万5千円となります。(令和4年度以降は減額される予定)

受け手への協力金については、地域内で一定割合以上の面積の貸借が行われた場合に支払われますが、今年度から中山間地域での交付要件が緩和されました。

◆その他

農地中間管理事業を利用して所有の農地を全て貸付した際には、貸借期間に応じ固定資産税が軽減されるなど、様々なメリットがありますので、農地の貸借の際には農地中間管理事業の活用をお願いします。

農地の受け手・出し手募集中! 詳しくは農政課まで

多面的機能支払交付金について

農業の多面的機能（農業が持ついろいろな働き）の維持・発揮のための地域活動に対して支援します。

◎ 新規の取り組みを希望する場合は、農村整備課へお問い合わせください。

「農地中間管理事業」

農地の集約化

・規模拡大を支援します！

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動）から構成されます。

①農地維持支払交付金 … 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農村の構造変化に対応した体制の拡充など

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）… 農業用施設の軽微な補修、植栽による景観作成など

③資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）… 農業用施設の軽微でない補修や更新など

2. 多面的機能支払交付金の交付単価

（単位：円／10アール）

	① 農地維持	② 資源向上（共同）	③ 資源向上（長寿命化）
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400



②と③を同時に取り組む場合は②の単価が75%になります。また多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②の単価が5/6になります。

3. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取り組みを行うためには、農業者のみで構成される活動組織、または農業者及び非農業者で構成される活動組織を設立する必要があります。なお、資源向上②、③の交付を受ける場合は、非農業者の参加が必須となります。

《弘前市では、平成31年3月31日現在、36の活動組織が取り組んでいます。》

4. 多面的機能支払交付金に取り組むための手順

（1）活動組織の設立

- ・活動に取り組みやすいまとまりを設定します。
- ・規約と活動計画書などを作成し、設立総会に諮り活動組織を設立します。

（2）事業計画の認定

- ・設立総会で承認された規約と活動計画書などを市へ提出し、市から事業計画の認定を受けます。

（3）交付金の申請

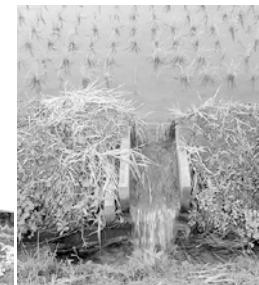
- ・市へ交付申請書を提出します。
- ・活動計画書に定めた活動を実施し、作業の内容などについて記録します。

（4）活動の実施と記録

- ・活動計画書に定めた活動を実施し、作業の内容などについて記録します。

（5）活動の実績報告

- ・4月1日から3月31日までの1年間の活動記録を取りまとめ、報告書を市へ提出します。



5. その他

活動組織内の農地の転用をすると、事業計画の認定を受けた年度にさかのぼって、交付金を返還することとなります。

☆ 農林水産省のホームページ《多面的機能支払交付金》でも確認できます。

■問い合わせ先 農村整備課総務係（市役所前川本館3階）☎ 40-7103

農業委員会活動計画を策定しました



市農業委員会では、優良農地の確保や耕作放棄地の解消、担い手の育成に向けた平成31年度活動計画を策定するとともに、実績をもとに平成30年度活動計画に対する点検と評価を行いました。

活動計画などは、農業委員会事務局（市役所前川本館3階）、岩木分室（岩木庁舎）及び相馬分室（相馬庁舎）に設置しているほか、市ホームページでも公表しています。

【市ホームページ】

働く・産業 > 農業情報 > 農業委員会について > 農業委員会活動計画、または右記QRコードから

■問い合わせ先 農業委員会事務局（市役所前川本館3階）☎ 40-7104



「収入保険説明会及び加入相談会」開催のお知らせ

青森県農業共済組合では、昨年度よりスタートした農業経営収入保険の説明会及び相談会を下記日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

○開催日時・会場

地 区	開 催 日 時	会 場
相馬地区	7月17日(水) 13:30~17:00	中央公民館相馬館
東目屋地区	7月18日(木) 17:00~19:00	東目屋ふれあいセンター
藤代・船沢・高杉地区	7月19日(金) 14:00~17:00	北辰学区高杉ふれあいセンター
岩木・大浦・駒越地区	7月22日(月) 13:30~17:00	中央公民館岩木館
新和地区	7月24日(水) 14:00~17:00	新和地区体育文化交流センター
裾野地区	7月25日(木) 14:00~17:00	農村環境改善センター
旧弘前・和徳・清水・豊田 堀越・千年・石川地区	7月26日(金) 17:00~19:00	青森県農業共済組合 ひろさき支所

○対象者

弘前市在住で、農業経営をしている方。
○必要書類【加入をお考えの方は、次の書類をお持ちください】

- ①確定申告書B第一表
- ②青色申告決算書(損益計算書)
- ③青色申告書(収入金額の内訳)
- ④雑収入の内訳
- ⑤事業消費がある場合は内訳
上記書類の平成27年から30年まで
で申告した分

説明だけ聞きたい方も、どうぞお気軽に
お越しください。(必要書類なし)

■問い合わせ先

青森県農業共済組合ひろさき支所
収入保険課 ☎ 28-5700

令和2年度 りんご防除機械等導入事業に関する要望調査

令和2年度中にスピードスプレヤー、貯水槽及び揚水・排水用機械器具を導入する際に市の補助事業の活用を希望する、弘前市内に住所を有する3戸以上の農業者で構成され、かつ、組織及び運営に関する規約などがある団体(共同防除組合など)の要望調査を行っています。

要望のある団体は、下記までご連絡ください。

◆要望調査締切 9月30日(月)

■問い合わせ先

りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7105



研修向け農業用ハウス整備を支援

新たに施設園芸に取り組もうとする新規就農者などに対して独立就農などを目標とした、栽培技術や農業経営に関する指導をする研修事業を実施する団体などを対象に、当該研修の実施に要するパイプハウスの整備費用を支援します。

◆対象者 農業協同組合、農地所有適格法人など

◆補助率 整備費用の2分の1(上限4,300円/m²)

■問い合わせ先 農政課農産係(市役所前川本館3階)

☎ 40-0504

農業に伴って排出されるごみは、 市で収集しません!

農業に伴って排出されるごみは、事業活動によって生じるごみ(事業系ごみ)のため、農業者が自らの責任で処理しなければなりません。

市は収集を行っていませんので、町会などが管理する家庭ごみの集積所には出さないようご注意ください。

なお、事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれ適正に処理しなければいけません。

農業に伴って排出される主なごみのうち、以下のものは産業廃棄物となります。



- ・農業用ビニール(農ポリ、マルチ、反射シート、ブルーシートなど)
- ・農薬の空容器や空袋・肥料の空袋

※いずれも産業廃棄物として処分してください。

処分方法などの詳細は、お問い合わせください。

■問い合わせ先 環境課資源循環係(市役所前川新館2階)

☎ 35-1130

農作業中の熱中症予防・対策を

農作業中の熱中症による死亡者数は、毎年20人前後で推移し、7・8月に70代以上の方が屋外作業を行うときに多く発生しています。

今夏も平均気温が平年並みか高い見込みとされており、暑熱環境下での農作業中の熱中症対策が重要です。

◆夏の農作業で心がけること

- 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行いましょう
- 作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましょう
- 熱中症予防グッズを活用しましょう
- 単独作業を避けましょう
- 高温多湿の環境を避けましょう

◆熱中症が疑われる場合の処置

- 暑い環境で体調不良の症状がみられたら、すぐに作業を中断しましょう
- 応急処置を行いましょう
- 病院で手当てを受けましょう



◆日常生活で心がけること

- 暑くなる前に、熱中症に負けない体作りをしておきましょう
- 暑くなってきたら、日々の体調管理に一段と気をつけるようにしましょう